

損害賠償実施方針

(1) 原子力事業者の氏名又は名称及び住所

日本核燃料開発株式会社 茨城県東茨城郡大洗町成田町 2163 番地

(2) 原子炉の運転等に係る全ての工場又は事業所の名称及び所在地

日本核燃料開発株式会社 茨城県東茨城郡大洗町成田町 2163 番地

(3) 当該工場又は事業所で行う全ての原子炉の運転等の種類

- ①原子力損害の賠償に関する法律施行令第 2 条第 11 号に規定する核燃料物質の使用
- ②原子力損害の賠償に関する法律施行令第 2 条第 18 号に規定する核燃料物質等の運搬
- ③原子力損害の賠償に関する法律施行令第 2 条第 19 号に規定する使用済燃料の運搬

(4) 原子炉の運転等に係る損害賠償措置の種類及び賠償措置額

- ①原子力損害の賠償に関する法律施行令第 2 条第 11 号に規定する核燃料物質の使用

損害賠償措置の種類	賠償措置額
<p><u>原子力損害賠償責任保険契約</u></p> <p>被保険者が保険証券記載の施設において保険期間中に発生した事故により原子力損害が生じたことを理由とする法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害。</p> <p>ただし、次に掲げる原子力損害を除く。</p> <ul style="list-style-type: none">(1)地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害(2)正常運転によって生じた原子力損害(3)事故発生日から 10 年経過後被保険者に損害賠償請求が行われた原子力損害(4)被保険者の故意によって生じた原子力損害	240 億円
<p><u>原子力損害賠償補償契約</u></p> <p>原子力事業者が契約証書記載の原子炉の運転等により与えた原子力損害で次に掲げるもの。</p> <ul style="list-style-type: none">(1)地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害(2)正常運転によって生じた原子力損害(3)その発生の原因となった事実に関する限り責任保険契約によってうめることができる原子力損害であって、当該事実があった日から 10 年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行われなかったもの(当該期間内に生じた原子力損害については、被害者が当該期間内に賠償の請求を行なわなかったことについてやむをえない理由がある場合に限る。)	240 億円

②原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第18号に定める核燃料物質等の運搬

損害賠償措置の種類	賠償措置額
<p><u>原子力損害賠償責任保険契約</u></p> <p>被保険者が保険証券記載の核燃料物質等の輸送中に当該核燃料物質等により発生した事故による原子力損害が生じたことを理由とする法律上の損害賠償責任または保険証券記載の契約上の損害賠償責任を負担することによって被る損害。</p> <p>ただし、次に掲げる原子力損害を除く。</p> <p>(1)地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害</p> <p>(2)正常運転によって生じた原子力損害</p> <p>(3)事故発生日から10年経過後被保険者に損害賠償請求が行われた原子力損害</p> <p>(4)被保険者の故意によって生じた原子力損害</p>	40億円
<p><u>原子力損害賠償補償契約</u></p> <p>原子力事業者が契約証書記載の原子炉の運転等により与えた原子力損害で次に掲げるもの。</p> <p>(1)地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害</p> <p>(2)正常運転によって生じた原子力損害</p> <p>(3)その発生の原因となった事実に関する限り責任保険契約によってうめることができる原子力損害であって、当該事実があった日から10年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行われなかったもの(当該期間内に生じた原子力損害については、被害者が当該期間内に賠償の請求を行なわなかったことについてやむをえない理由がある場合に限る。)</p>	40億円

③原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第19号に定める使用済燃料の運搬

損害賠償措置の種類	賠償措置額
<p><u>原子力損害賠償責任保険契約</u></p> <p>被保険者が保険証券記載の核燃料物質等の輸送中に当該核燃料物質等により発生した事故による原子力損害が生じたことを理由とする法律上の損害賠償責任または保険証券記載の契約上の損害賠償責任を負担することによって被る損害。</p> <p>ただし、次に掲げる原子力損害を除く。</p> <p>(1)地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害</p> <p>(2)正常運転によって生じた原子力損害</p> <p>(3)事故発生日から10年経過後被保険者に損害賠償請求が行われた原子力損害</p> <p>(4)被保険者の故意によって生じた原子力損害</p>	240億円
<p><u>原子力損害賠償補償契約</u></p> <p>原子力事業者が契約証書記載の原子炉の運転等により与えた原子力損害で次に掲げるもの。</p> <p>(1)地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害</p>	240億円

<p>(2) 正常運転によって生じた原子力損害</p> <p>(3) その発生の原因となった事実に関する限り責任保険契約によってうめることができる原子力損害であって、当該事実があった日から 10 年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行われなかったもの(当該期間内に生じた原子力損害については、被害者が当該期間内に賠償の請求を行なわなかったことについてやむをえない理由がある場合に限る。)</p>	
--	--

(5) 原子力損害の賠償に係る事務の実施方法及び当該事務の迅速かつ適切な実施を図るための方策

ア. 賠償に係る事務の実施に当たっての基本的な考え方

原子炉の運転等に係わる事故等が発生した場合、当社は無過失責任を負うとともに、被害者との関係では唯一の賠償主体であることを踏まえ、下記を基本的な考え方とする。

- ①被害者の救済と安心の確保を最優先に対応する。
- ②被害者の状況に応じて、合理的かつ柔軟な対応を心がける。
- ③被害者間の公平性の確保に配慮する。

イ. 被害申出窓口の開設の方針

原子力損害が発生した場合、被害者に対する迅速な賠償を進めるため、被害申出窓口開設の方針は下記とする。

- ①災害の拡大を防ぐための応急対策が終息する段階を一つの目安に、被害申出窓口を開設し、文部科学省研究開発局原子力課、日本原子力保険プール及び関係自治体へ連絡する。
- ②被害申出窓口の開設場所は、多数の請求者にとってアクセスが良い例えば会社近辺或いは大洗駅近辺とし、損害の規模によっては複数個所とする。
- ③開設情報はインターネットやマスコミを利用して広く周知する。

ウ. 被害の申出の受付の方針

全ての被害者が円滑に申し出できるよう、受付の方針は下記とする。

- ①茨城県及び大洗町等と連携した被害者の状況の把握とその状況に応じた被害申出に関して適切に案内する。
- ②被害申出に当たっての支援を実施する。
- ③社内規程で定めている被害申出書書式等の提出書類を速やかに提示する。

エ. 被害額の算定等の交渉と賠償金の支払いの方針

申し出を行った被害者に対して迅速な支払いが行われるために、賠償交渉と支払いの方針は下記とする。

- ①被害者に対して誠実に賠償交渉を進める。
- ②合意書の取り交わしの際は、その時点で請求可能な損害についての賠償請求をするだけでなく、残余分の請求が可能であることを被害者に説明する。
- ③合意書の取り交わし後に迅速に賠償金を支払う。

オ. 賠償の迅速性及び柔軟性の確保の方針

原子力損害の発生状況によっては、短期間に様々な内容の多数の賠償請求に対応する可能性もあり、賠償の迅速性及び柔軟性を確保するための方針を下記とする。

- ①賠償対応に係る事務の体制や手順等の委細は社内規程に従い、損害発生時には損害状況に応じた十分な体制を確保し、迅速に賠償する。
- ②被害の状況に応じて仮払いの要否や実施方法を柔軟に検討し、実施する場合には関係機関との調整、役割分担について速やかに着手する。

(6) 原子力損害の賠償の実施に当たって取得する被害者に関する情報を適正に管理するために必要な措置
賠償の過程で入手することになる被害者の氏名又は名称、住所、その他の被害者に関する情報や個別の賠償の経過等に関する情報については、社内規程に基づき適正な取得、管理、利用を行う。

(7) 原子力損害の賠償の実施に関する国、保険者及びその他関係機関との連絡調整の迅速かつ適切な実施を図るための方策

迅速かつ適切な賠償の実施に当たっては、法令や契約等にのっとり、国、日本原子力保険プール、茨城県及び大洗町等といった関係機関と平常時から連絡先を共有し原子力損害発生時の情報共有を適切に行う。

(8) 原子力損害賠償紛争審査会による和解の仲介が行われた場合における紛争の解決を図るための方策

より簡素な手続きによって被害者救済を図るため、和解の仲裁が行われた場合の方策は下記とする。

- ①和解仲介手続を利用すべく被害者側から申立てがあった場合は積極的に活用できるよう説明する。
- ②和解案が提示された場合に和解案を尊重する。
- ③和解後は迅速に賠償金の支払へ手続きする。
- ④誠意を尽くして説明を行ったうえで当事者間の合意に至る見込みのない場合には、民事裁判等による紛争解決手続きに移行する。

(9) 原子力損害賠償紛争審査会による指針が定められた場合における紛争の解決を図るための方策

指針が定められた場合における原子力損害の賠償を迅速かつ適切に進めるための方策は下記とする。

- ①指針を当社の賠償基準に適切に反映する。
- ②指針により範囲が判定された損害については、指針を尊重し迅速な解決を図る。
- ③指針により範囲の判定がされていない損害については、適切かつ柔軟な賠償（和解交渉）を実施する。

(10) 損害賠償実施方針の変更の記録

2020年3月30日 初版発行

(11) 問合せを受けるための連絡先

問合せ先

住所：〒311-1313 茨城県東茨城郡大洗町成田町 2163 番地

電話：029-267-0178、FAX：029-266-3273

E-mail：nfd_otoiawase_mail@nfd.co.jp